

# 社団法人 佐賀県自家用自動車協会定款

設 立	昭和 21 年 8 月 5 日
法人設立許可	昭和 30 年 12 月 10 日
改正（認可年月日）	昭和 40 年 8 月 27 日
	昭和 48 年 6 月 11 日
	昭和 61 年 6 月 10 日
	昭和 62 年 6 月 29 日
	平成 4 年 6 月 10 日
	平成 15 年 6 月 12 日

## 第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、社団法人 佐賀県自家用自動車協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事 務 所）

第 2 条 本協会は、主たる事務所を佐賀市内に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目 的）

第 3 条 本協会は、自家用自動車に関する調査及び研究を行い、運輸秩序の確立と交通安全思想の普及及び高揚並びに交通安全対策の推進に努めることにより公共の福祉を増進すると共に、各関係機関と会員相互の連絡を緊密にし、もって、自家用自動車の健全なる発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事 業

（事 業）

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自家用自動車に関する調査、研究、統計及び資料の収集
- (2) 自家用自動車に関する意見の公表及び関係諸機関に対する意見の開陳
- (3) 道路運送法、道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律その他の自動車関係法令の施行に対する協力
- (4) 交通道德の普及及び高揚並びに交通安全及び交通事故防止のための施策に関する宣伝及び啓蒙
- (5) 自動車関係法令の周知徹底及びその励行を図るための講習会等の開催
- (6) 自動車の保管場所の現地調査委託業務及び整備管理者講習委託業務
- (7) 自家用自動車の使用及び登録、届出に関する業務
- (8) 印紙及び自動車重量税印紙の売り捌き業務並びに自動車税、自動車取得税等の収入証紙の売り捌き業務

- (9) 自動車損害賠償責任保険代理店業務及びその他の自動車に関する保険の代理店業務
- (10) 自家用自動車及び交通事故に関する相談業務
- (11) 関係諸官庁及び関係団体との連絡協調並びに会員の福利厚生に関する業務
- (12) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

### (種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功勞のあった者又は学識経験者で總會において推薦された者

### (入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 会員(名誉会員を除く)の入会は、会長が別に定める会員名簿に登録された時をもって入会したものとみなし、理事会で事後承認するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

### (会 費)

第7条 正会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、總會において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

### (退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理 事	30名以上35名以内
監 事	2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を九州運輸局長並びに佐賀県知事(以下「主務官庁」という。)に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集

すること。

( 役員 の 任期 )

第 15 条 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、再 任 は 妨 げ な い。

2 補 欠 又 は 増 員 に よ り 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、そ れ ぞ れ 前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と する。

3 役 員 は、辞 任 又 は 任 期 満 了 後 に お い て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は、そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば な ら ない。

( 役員 の 解 任 )

第 16 条 役 員 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る と き は、総 会 に お い て 正 会 員 総 数 の 3 分 の 2 以 上 の 議 決 に 基 づ い て 解 任 する こと が 可 能 だ り。こ の 場 合、そ の 役 員 に 対 し、議 決 の 前 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば な ら ない。

(1) 心 身 の 故 障 の た め 職 務 の 執 行 に 堪 え ない と 認 め ら れ る と き。

(2) 職 務 上 の 義 務 違 反 そ の 他 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き。

( 役員 の 報 酬 等 )

第 17 条 役 員 は 無 給 と する。た だ し、常 勤 の 役 員 は 有 給 と する こと が 可 能 だ り。

2 役 員 に は 費 用 を 弁 償 す る こと が 可 能 だ り。

3 前 2 項 に 関 し 必 要 な 事 項 は、理 事 会 の 議 決 を 経 て、会 長 が 別 に 定 め る。

( 顧 問 )

第 18 条 本 協 会 に、顧 問 1 名 以 上 3 名 以 内 を 置 く こと が 可 能 だ り。

2 顧 問 は、理 事 会 の 同 意 を 得 て、学 識 経 験 者 の 中 か ら 会 長 が 委 嘱 す る。

3 顧 問 は、会 長 の 諮 問 に 応 じ 意 見 を 述 べ 又 は 会 議 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ る こと が 可 能 だ り。

4 顧 問 に は、第 15 条 第 1 項 及 び 第 17 条 の 規 定 を 準 用 す る。こ の 場 合 に お い て、こ れ ら の 規 定 中 「 役 員 」 と あ る の は 「 顧 問 」 と 読 み 替 え る も の と する。

## 第 5 章 総 会

( 種 別 )

第 19 条 本 協 会 の 総 会 は、通 常 総 会 及 び 臨 時 総 会 の 2 種 と する。

( 構 成 )

第 20 条 総 会 は、正 会 員 を も っ て 構 成 す る。

( 開 催 )

第 21 条 通 常 総 会 は、毎 年 1 回 以 上 開 催 す る。

2 臨 時 総 会 は、次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 場 合 に 開 催 す る。

(1) 理 事 会 が 必 要 と 認 め 招 集 の 請 求 を し た と き。

(2) 正 会 員 の 5 分 の 1 以 上 か ら 会 議 の 目 的 を 記 載 し た 書 面 に よ り 招 集 の 請 求 が あ っ た と き。

(3) 第 14 条 第 6 項 第 4 号 の 規 定 に よ り、監 事 か ら 招 集 の 請 求 が あ っ た と き、又 は 監 事 が 招 集 し た と き。

( 権 能 )

第 22 条 総 会 は、こ の 定 款 で 別 に 定 め る も の の ほ か、本 協 会 の 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項 を 議 決 す る。

(招 集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第21条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催するものとする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 委 員 会

(委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 8 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁に届け出なければならない。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号ほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 10 章 事 務 局

(設置等)

第 47 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第 11 章 補 則

(細 則)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この定款は、昭和 30 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 40 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 48 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 61 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 62 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 6 月 12 日から施行する。

## 1 平成 21 年度事業報告

平成 21 年の国内は変革や新しい動きが目立った中で、不安も内包する年となり、又、政権交代が圧倒的なインパクトをもち歴史の転換に揺れた年であった。

そうした中で、我が国経済は円高が進み政府は同年 11 月のデフレ宣言に続き、年末の「月例経済報告」では、景気は持ち直しているが自律性に乏しく失業率が高水準の状況にあるとして 5 カ月連続で景気の基調判断を据え置くほか、物価は緩やかなデフレ状況にあると認定するなど、厳しい状況が続いた。

自動車業界においては、平成 21 年 4 月から環境性能に優れた新車の取得税と重量税を減免するエコカ - 減税がスタートしたほか、同年 6 月からは環境車の購入を促す補助金の受け付けにより消費者の買い替え需要が刺激され、8 月以降に好転、平成 21 年度の軽自動車を除く国内新車販売台数は前年度比 10% 増の 318 万台と平成 14 年度以来 7 年ぶりに増加に転じ、2 桁増は平成元年度以来 20 年ぶりを記録したと発表されたところである。

こうした全国情勢は県内でも現れ、協会の主要事業である自動車保管場所の現地調査件数は前年度比 3.6% 増(1,500 余台)であった。

共済事業である自動車共済については、年度目標 9,790 件を掲げ契約増進に努めたが、僅かに目標を達成できなかった。

一方、公益事業については、九州運輸局の輸送統計調査のほか、佐賀県(市)交通対策協議会等が主催する交通安全運動等に積極的に参加した。

なかでも、安全で快適なクルマ社会の実現を目指して、20 年 1 月に協会独自に組織した「県自家用自動車協会交通安全推進員」(協会 7 支部傘下の会員 30 人に委嘱)の皆さんと協会職員がともに各季の交通安全運動時に街頭活動等を展開したほか、職員は公益法人としての社会的責任を果たすために事業活動の使命を生かしながら、県内各地において交通安全対策、地域防犯のための広報活動等を実施した。

当面の厳しい情勢を乗り越え安定的な事業基盤を確立するために、職員の意識改革を図るほか定款に定める事業を推進するため、全国自家用自動車協会をはじめ関係機関・団体との連携強化、業務の効率化・適正化を図るなど、役職員が一体となって以下の事業を懸命にかつ積極的に推進したところである。

以下、平成 21 年度中における協会の事業概況について報告する。

# 第1 会 務 関 係

## 1 会員及び車両数並びに役職員関係

平成22年3月31日現在における当協会の会員数、車両数及び役職員の状況は次のとおりである。

正 会 員 数	3,698 人
賛 助 会 員 数	3,479 人
車 両 数	10,637 台
役 員 数	理 事 32 人・監 事 3 人
職 員 数	46 人(男子26人・女子20人)

## 2 会議・行事等

当期間中における協会の会議及び行事並びに当協会が参加した他機関・団体主催の行事等は別表1のとおりである。

## 3 表 彰

当協会会長表彰(平成21年5月18日付)

優良交通安全事業所	七田酒類販売(株)様 ほか19事業所
優良整備管理者	桑原 豊様 ほか5名
○ 永年無事故運転者	坂本 哲彦様 ほか35名

## 4 報告関係

資産登記事項変更報告(佐賀県知事)	平成21年 5月29日付
事業状況等報告(佐賀県知事)	平成21年 5月29日付
理事登記事項変更報告(佐賀県知事)	平成21年 5月29日付
役員異動報告(佐賀県知事)	平成21年 5月29日付
公益法人事業状況報告書等(九州運輸局長)	平成21年 5月29日付
定例報告(全自協会長)	平成21年 5月29日付
管理台帳提出(佐賀県警察本部長)	平成21年 5月29日付

## 第2 事業関係

### 1 対外施策関係

#### 【平成22年度税制改正に関する要望】

(社)全国自家用自動車協会は、平成21年9月の総務・業務合同委員会において承認された次の要旨の「平成22年度税制改革に関する要望書」を作成の上、会長名で関係省庁、政府、自民党関係者等に陳情、当協会においても県協会長連名で関係機関及び地元選出の関係国会議員に陳情し、その趣旨の貫徹を図る措置を講じた。

道路特定財源に係る自動車関係諸税の廃止

自家用自動車に係る税負担の不公平等の是正

消費税と二重課税の自動車取得税の廃止

自賠償保険・任意保険の保険料の所得税控除の取扱

環境税の導入への慎重な対応

### 2 交通安全対策

#### (1) 佐賀県交通安全県民運動(21年7月～通年)の取組みについて

佐賀県、佐賀県警察本部が中心となって佐賀県交通安全実行委員会が昨年7月発足され、当協会も「交通事故による犠牲者をなくす」という目標にむけこれに協賛した。

これは、新聞紙面で各種の交通事故防止を呼びかけるもので、通年で紙上に掲載されている。

#### (2) 交通安全運動期間中の活動

春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中、協会職員及び交通安全推進員を動員し、主に児童通学時の街頭指導のほか、交通安全「ノボリ」の掲揚並びに当協会が独自に作成した各季の「交通安全運動」の重点等と呼びかけるチラシを配布したほか、協会本(支)部事務所訪問の来客者及び職員の会員訪問時での配布活動など多角的に活用した。

#### (3) 「必携 ドライバーハンドブック」の活用

当協会が、会員のドライバー対策(交通安全対策用)として、「必携 ドライバーハンドブック」(1,000部)を作成、会員宅を随時訪問し、配布・説明する活動を継続的に実施中である。

#### (4) 「交通事故死ゼロをめざす日」キャンペーンへの参加

佐賀市交対協主催(4/10、9/30、12/16・25)の各キャンペーンに参加し、他機関の団体とともに交通事故防止を呼びかけた。

(5) 第3回交通安全推進員研修会の開催

2月23日佐賀市内の県トラック協会研修会館で県協会交通安全推進員制度の結成3年目を迎え県警交通部担当官の交通講話を含めた研修会を開催、新たに1名に委嘱状を交付(推進員合計30名)したほか、「交通安全ノボリ旗、横断旗」を交付した。

3 運輸行政協力事業

(1) 自賠責保険加入指導、街頭取締の補助

自賠責未加入車の絶無を期するために、九州運輸局長から委嘱された無保険(無共済)車指導員2人(協会職員)が年間の監視指導計画に基づき監視指導活動を実施するとともに、運輸、警察合同街頭取締には、佐賀運輸支局長委嘱の補助員18人(協会職員)を参加させて指導取締の補助を行った。

それらの状況は次表のとおりである。

	無 保 険 車 指 導			街 頭 取 締 補 助		
	実 施 回 数	派 遣 職 員 数	標 章 不 表 示 等 発 見 車 両 数	実 施 回 数	派 遣 職 員 数	標 章 不 表 示 等 発 見 車 両 数
21年度	34	34	102	8	16	3
20年度	38	38	127	8	16	2
対 比	4	4	25	0	0	1

(2) 自動車輸送統計調査

九州運輸局長の委託を受けた輸送統計調査業務は、統計法に基づき正確な資料の作成と回収の効率化に努め、次表のとおり運輸行政に協力した。

	調 査 票 配 布 数	未 回 収 数	回 収 数	回 収 率	回収数のうち 調 査 不 能 数
21年度	1,006	14	992	98.61%	149
20年度	1,021	31	990	96.96%	182
対 比	15	17	2	1.65%	33

(注)「回収数のうち調査不能数」とは、廃車等の理由により調査できず、調査票だけを回収したもの。

#### 4 自動車保管場所調査業務

自動車保管場所調査業務については、平成19年度から競争入札制度が導入され、引続き21年度も当協会が落札、その契約事項及び事務処理要領に基づき、厳正・公平・迅速をモットーに調査業務を遂行した。

なお、21年度における処理状況は次表のとおりである。

	調 査 件 数		前年同月比 件 数
	21年度	20年度	
4月	3,265	3,876	611
5月	3,114	3,213	99
6月	3,620	3,617	3
7月	3,659	4,103	444
8月	2,949	2,810	139
9月	4,075	3,854	221
10月	3,719	3,567	152
11月	3,837	3,112	725
12月	3,343	3,253	90
1月	3,623	3,220	403
2月	4,085	3,821	264
3月	6,186	5,461	725
計	45,475	43,907	1,568

## 5 交通事故相談業務

- (1) 最近の損害賠償の高額化に伴い、任意保険、共済の普及が進み交通事故相談は増加しており、会員に対するサービス業務の更なる向上及び自動車共済事業の拡販の面から更に高度の知識と技術が要求されるため、支局長会議、全職員研修会、支部単位の研修会等において、職員を指導し業務の推進を図った。
- (2) 西日本自動車共済担当職員と協力し、年間を通じて会員・共済契約者等の交通事故相談に応じ円満解決への指導・助言を行った。
- (3) 年度内の相談件数は次表のとおりである。

	相談件数	受理件数	受理件数の内訳	
			解決	未解決
21年度	625件	590件	524件	66件
20年度	628件	568件	501件	67件
対比	3件	22件	23件	1件

## 6 自動車共済事業

	共済掛金収入			契約件数			手数料等収入 (千円)
	目標額 (千円)	収入額 (千円)	達成率 (%)	目標 (件)	達成 (件)	達成率 (%)	
21年度	398,300	389,447	97.78	9,790	9,721	99.30	67,344
20年度	405,869	392,278	96.65	9,830	9,680	98.47	67,391
対比	7,569	2,831	1.13	40	41	0.83	47

(注) 「掛金収入」と「契約件数」は応当月、「手数料収入」は収入月を基準として計上した。

## 7 収入証紙の売捌き手数料収入

21年度における自動車税及び自動車取得税に関する県収入証紙の売捌きは次表のとおりで前年度に比べると売捌総額において2億6,600万円減、手数料収入において約259万円減である。

(単位：円)

	売 捌 総 額	手 数 料	必 要 経 費	利 益 金
21年度	747,000,000	6,476,678	4,346,215	2,130,463
20年度	1,013,000,000	9,068,784	5,597,516	3,471,268
対 比	266,000,000	2,592,106	1,251,301	1,340,805

(注) 必要経費には、手数料分配額、借入金利及び職員給与を計上した。

## 8 整備管理者講習会

自動車の整備管理者に関する法令の遵守と、整備管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、平成21年11月25日(水)に佐賀県トラック協会研修会館において整備管理者講習会(31名受講)を実施した。

## 9 放置駐車確認事務委託事業

平成16年の道路交通法の一部改正により、「放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務」が委託業務となり、入札結果は平成19年度以降当協会が落札し平成21年度まで事業を推進した。

確認取付け件数等は次のとおりである。

	日 数	標 章 取 付 け 件 数
21年度	240日	335件 (警告件数 2,377件)
20年度	247日	659件 (警告件数 2,836件)

## 別表 1

## 会議関係一覧表

## 県協会主催等の会議・研修会

開催月日	会議等名	開催場所
21. 4. 8	支局長会議	交通会館
4.17	監事会	〃
5.13	支局長会議	〃
5.18	第1回役員会	マリトピア
〃	第64回通常総会	〃
6. 5	支局長会議	交通会館
6.20	全職員研修会	トラック会館
7. 7	支局長会議	交通会館
8. 3	新任交通安全推進員委嘱状交付式	協会本部
8. 7	支局長会議	交通会館
8.31	第2回役員会	マリトピア
9. 9	支局長会議	交通会館
10. 7	〃	〃
11.10	〃	〃
11.25	整備管理者講習会	トラック会館
12. 8	支局長会議	交通会館
12.14	第3回役員会	マリトピア
12.18	各支局・次長会議	交通会館
22. 1. 8	支局長会議	〃
2.10	〃	〃
2.23	第3回交通安全推進員研修会	トラック会館
3. 8	支局長会議	交通会館
3.15	第4回役員会	マリトピア
3.26	緊急支局長会議	交通会館

全自協・九州山口自家協連合会関係

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
21. 5.29	全自協 正副会長懇談会	東 京	会 長
"	全自協 第129回理事会・ 第59回通常総会合同会議	"	会長・専務理事
6.17	全自協 総務・業務合同委員会	東 京	専務理事
6.25	全自協 交通事故救命救急法教育講習会	佐 賀	総務職員
7. 9	九山自連 専務理事会	熊 本	専務理事
7.10	九山自連 通常総会	"	会長・専務理事
9.18	全自協 総務・業務合同委員会	東 京	専務理事
11. 6	全自協 正副会長懇談会	"	会 長
開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
11. 6	全自協 第130回理事会	"	会長・専務理事
22. 1.22	九山自連 専務理事会	鹿児島	専務理事
2. 5	全自協 専務理事会	東 京	専務理事

全自共済・西自共済関係会議

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
21. 4.16	西自共済 支部長会議	福 岡	専務理事
5.28	西自共済 第1回理事会	"	"
6.26	西自共済 通常総代会	"	会長・専務理事
7.15	西自共済 九州地区ブロック会議	"	専務理事
9.15	西自共済 支部長会議	"	"
9.16	西自共済 課長会議	"	共済課長
11.11	西自共済 第2回理事会	"	専務理事
22. 1.29	西自共済 支部長会議	"	"

関係官庁・他団体主催の会議等

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
20. 4. 6	県交対協 春の交通安全県民運動(～15日)	県 内	本部・各支局員
4.10	市交対協 春の交通安全キャンペーン参加	佐 賀	総務係長
4.17	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
4.20	"	"	"
4.21	"	唐 津	"
4.24	市交対協 自転車利用者の早期街頭指導	佐 賀	総務係長
"	工州外 公益法人・一般法人移行セミナー	"	専務理事 他

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
4.28	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鹿 島	指導員
4.30	八和会 例会	佐 賀	専務理事
5.13	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	神 埼	取締役補助員
5.20	県労基協 通常総会	佐 賀	常務理事
5.21	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
"	県交対協 幹事会	佐 賀	常務理事
"	整備振興会 第58回通常総会 商工組合 第35回通常総代会	"	専務理事
5.22	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
"	佐賀法人会 通常総会	佐 賀	総務係長
5.25	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
6. 1	運輸支局 不正改造車排除運動(~30日)	佐 賀	
"	運輸支局 ディーゼル黒煙 クリーン・キャンペーン(~30日)	"	
6. 4	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
6. 8	県暴追センター 第1回評議員会	佐 賀	専務理事
6.10	県交通安全協会 第20回評議員会	"	"
6.12	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	伊万里	指導員
"	労基監 全国安全週間説明会	佐 賀	常務理事
6.19	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
6.25	八和会 例会	"	専務理事
6.26	市交対協 佐賀市交通対策協議会	"	総務係長
7. 3	運輸支局 H21年度整備管理者研修打合せ会議	"	常務理事
7. 8	夏の交通安全県民運動(~17日)	県 内	本部・各支局員
7.14	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	佐 賀	取締役補助員
7.17	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
7.22	"	唐 津	"
"	県交対協 幹事会	佐 賀	常務理事
7.23	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
7.30	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	唐 津	取締役補助員
8. 4	県警本部 県警察葬	佐 賀	専務理事
8. 7	八和会 例会	"	"
8.10	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
8.19	運輸支局 県自動車事故防止推進協議会	佐 賀	専務理事
8.20	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	白 石	取締役補助員
"	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
8.21	市交対協 佐賀市交通対策協議会	佐 賀	総務係長

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
8.27	佐賀県 同和問題講演会	武 雄	専務理事
9. 2	職安 企業トップクラス人権・同和問題研修会	佐 賀	〃
9. 4	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
9. 7	県交対協 第31回「交通安全啓もう」 全国キャラバン隊県内出発式	〃	専務理事
9. 8	県安協 第33回安全運転管理者大会	嬉 野	〃
9.11	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
9.15	〃	唐 津	〃
9.18	市交対協 自転車利用者の街頭指導	佐 賀	総務係長
〃	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
9.21	秋の交通安全県民運動(～30日)	県 内	本部・各支局員
9.25	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
9.28	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	有 田	取締役補助員
9.30	市交対協 「交通事故死ゼロを目指す日」 キャンペーン参加	佐 賀	総務係長
10. 1	運輸支局 自動車点検整備推進運動(～31日)	県 内	
〃	運輸支局 ディーゼル黒煙 クリーン・キャンペーン(～31日)	〃	
10. 8	県暴追センター 地域安全・暴力追放県民大会	佐 賀	専務理事
10. 9	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	鳥 栖	取締役補助員
10.14	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
10.15	〃	武 雄	〃
〃	県交対協 幹事会	佐 賀	常務理事
10.16	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
10.19	八和会 研修会	〃	専務理事
10.23	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	〃	指導員
〃	運輸局 自動車輸送統計調査員の 九州運輸局長表彰式	福 岡	吉村調査員
10.27	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
〃	県警本部 県殉職警察官慰霊祭	佐 賀	専務理事
10.30	県交対協 第44回交通安全県民大会	多 久	〃
〃	国交省 自動車輸送統計調査員の 国土交通大臣表彰式	東 京	梅川調査員
11. 5	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	武 雄	指導員
〃	県道愛協 道路愛護等表彰式	佐 賀	会員(増田建設株)
11. 6	運輸支局 県自動車事故防止推進協議会	〃	常務理事
11.12	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員

開催月日	会 議 等 名	開催地	出 席 者
11.13	県交対協 生命のメッセージ展	佐 賀	専務理事
"	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
11.17	市交対協 シートベルト・チャイルドシート 着用キャンペーン	"	総務係長
11.19	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	鹿 島	取締役補助員
11.20	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	佐 賀	指導員
"	市交対協 佐賀市交通対策協議会	"	総務係長
11.27	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	鳥 栖	指導員
11.30	職安 高年齢者雇用説明会	佐 賀	常務理事
12. 7	県暴追センター 臨時評議員会	"	専務理事
12. 9	運輸支局 無保険(無共済)車指導員会議	福 岡	指導員 2 名
12.10	運輸支局 年末年始の輸送安全総点検(～1/10)	県 内	
12.14	運輸支局 無保険(無共済)車街頭検査	小 城	取締役補助員
12.15	県・市交対協 冬の交通安全県民運動(～24日)	県 内	本部・各支局員
12.17	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
12.17	八和会 例会(引継ぎ)	佐 賀	専務理事・常務理事
12.18	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
12.25	市交対協 飲酒運転撲滅街頭キャンペーン	"	常務理事・総務係長
22. 1. 8	県警本部 県警察年頭視閲式	"	専務理事
1.12	八和会 例会	"	"
1.15	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	唐 津	指導員
1.18	運輸支局 自動車輸送統計調査担当官会議	佐 賀	調査員 9 名
1.22	運輸支局 無保険(無共済)車監視指導	"	指導員
1.30	県警本部 県民と警察のつどい	唐 津	常務理事
2. 2	県交対協 幹事会	佐 賀	"
2. 9	県警本部 立入検査	"	専務理事・常務理事・ 総務係長・経理係
2.12	県交対協 委員会	"	専務理事
2.16	自販連 第 46 回通常総会	"	"
2.19	運輸局 立入検査	"	専務理事・常務理事・ 総務係長・経理係
2.23	県暴追センター 第 2 回評議員会	"	専務理事
3. 5	運輸支局 第 93 回県自動車事故防止推進協議 会	"	"
3.17	バス・タクシー協 交通会館決算会議	"	専務理事・常務理事
3.23	県安協 第 21 回評議員会	"	専務理事

# 役 員 名 簿

平成 2 2 年 5 月 1 7 日作成

役 名	氏 名	役 名	氏 名
会 長・理 事	山 下 徳 夫	理 事	山 口 隆 敏
副会長・理 事	宮 島 傳兵衛	〃	柴 田 政 弘
副会長・理 事	富 崎 一 己	〃	古 賀 醸 治
専 務 理 事	花 島 秋 人	〃	牟 田 正 明
常 務 理 事	川 崎 健 二	〃	前 山 邦 敏
理 事	黒 木 進	〃	山 口 健 一
〃	松 尾 幹 夫	〃	鷓 池 直 之
〃	牟 田 勝 輔	〃	前 田 博 憲
〃	福 岡 福 麿	〃	増 田 正 弘
〃	村 上 一 憲	〃	中 野 武 志
〃	玉 置 元	〃	西 山 幹 雄
〃	内 田 健	〃	大 島 弘 三
〃	円 田 稔	〃	池 田 秀 夫
〃	山 崎 虎 次	〃	中 西 秀 昭
〃	岸 本 英 雄	監 事	七 田 利 秀
〃	愛 野 克 明	〃	樋 口 倫 彦

# 正 会 員 名 簿

平成 2 2 年 3 月 末 現 在

支部別	市 郡 別	氏名又は名称	員 数	保有台数
本部 ・ 佐賀 ・ 神埼	佐賀市，神埼市他	佐賀県ヤクルト販売(株) - ほか	937	2,120
鳥 栖	鳥栖市，三養基郡他	久光製薬(株) - - - - - ほか	161	646
小 城	小城市，多久市他	(株)中島工務店 - - - - - ほか	444	788
唐 津	唐津市，東松浦郡他	玉置商事(株) - - - - - ほか	542	825
伊万里	伊万里市，西松浦郡他	黒木建設(株) - - - - - ほか	276	420
武 雄	武雄市，杵島郡他 (大町町，江北町)	(株)中原鉄工所 - - - - - ほか	521	947
鹿 島 ・ 白 石	鹿島市，嬉野市 藤津郡，杵島郡 (白石町) 他	祐徳自動車(株) - - - - - ほか	817	1,412
	計		3,698	7,158

## 賛 助 会 員 名 簿

平成 2 2 年 3 月 末 現 在

支部別	市 郡 別	氏名又は名称	員 数	保有台数
佐 賀 ・ 神 埼	佐 賀 市 ， 神 埼 市 他	嘉村 退三 - - - - ほか	236	236
鳥 栖	鳥 栖 市 ， 三 養 基 郡 他	(株)アール・アイ・ティ - - - ほか	519	519
小 城	小 城 市 ， 多 久 市 他	協和自動車(株) - - - ほか	107	107
唐 津	唐 津 市 ， 東 松 浦 郡 他	下川 健太 - - - - ほか	821	821
伊万里	伊万里市，西松浦郡他	岩永 辰己 - - - - ほか	1,131	1,131
武 雄	武 雄 市 ， 杵 島 郡 他 ( 大 町 町 ， 江 北 町 )	橋口 幸介 - - - - ほか	311	311
鹿 島 ・ 白 石	鹿 島 市 ， 嬉 野 市 藤 津 郡 ， 杵 島 郡 他 ( 白 石 町 )	溝口 真 - - - - ほか	354	354
計			3,479	3,479

収 支 計 算 書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

収 入 の 部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額						差 異	備 考
		公 益 事 業				収益事業	合 計 額		
		一般事業	車庫調査事業	駐車監視業務	計				
1.会費収入	31,500,000	26,721,000	0	0	26,721,000	0	26,721,000	4,779,000	
正会員									
平等割	7,730,000	5,547,000	0	0	5,547,000	0	5,547,000	2,183,000	1,500円×3,698人
車両割	11,961,000	10,737,000	0	0	10,737,000	0	10,737,000	1,224,000	1,500円×7,158台
賛助会員	11,809,000	10,437,000	0	0	10,437,000	0	10,437,000	1,372,000	3,000円×3,479人
2.負担金収入	18,000,000	4,304,364	0	0	4,304,364	13,623,721	17,928,085	71,915	
負担金収入	18,000,000	4,304,364	0	0	4,304,364	13,623,721	17,928,085	71,915	レンタカー協会・協同組合登録代行所の負担金収入
3.雑収入	4,400,000	2,676,933	208	0	2,677,141	2,131,997	4,809,138	409,138	
受取利息・配当	150,000	56,733	208	0	56,941	45,756	102,697	47,303	
雑収入	4,250,000	2,620,200	0	0	2,620,200	2,086,241	4,706,441	456,441	
4.特定預金取崩収入	3,500,000	896,469	1,020,000	0	1,916,469	1,612,939	3,529,408	29,408	
役員退職積立預金取崩収入	1,500,000	380,000	420,000	0	800,000	700,000	1,500,000	0	
特別積立金取崩収入	2,000,000	500,000	600,000	0	1,100,000	900,000	2,000,000	0	
保険積立金取崩収入	0	16,469	0	0	16,469	12,939	29,408	29,408	

5. 特別会計 繰入金収入		143,400,000	7,255,003	54,035,620	7,056,000	68,346,623	67,354,359	135,700,982	7,699,018	
	放置駐車確認 手数料	7,050,000	0	0	7,056,000	7,056,000	0	7,056,000	6,000	
	車庫調査 手数料	54,000,000	0	54,035,620	0	54,035,620	0	54,035,620	35,620	
	整備管理者 講習会手数料	150,000	62,000	0	0	62,000	0	62,000	88,000	2,000円×31人
	自動車保険・ 共済手数料	74,000,000	0	0	0	0	67,354,359	67,354,359	6,645,641	共済契約手数料 その他手数料
	証・印紙売捌 手数料	8,200,000	7,193,003	0	0	7,193,003	0	7,193,003	1,006,997	証紙売捌手数料 その他手数料
6. 別会計 繰入金収入		0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	
	一般事業収入	0	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	
	車庫調査事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期収入合計	200,800,000	43,853,769	55,055,828	7,056,000	105,965,597	84,723,016	190,688,613	10,111,387		
収入合計	200,800,000	43,853,769	55,055,828	7,056,000	105,965,597	84,723,016	190,688,613	10,111,387		

《注》「差異」欄の 印は、決算額が予算額より少ないことを示す。

支 出 の 部

( 単 位 : 円 )

科 目	予 算 額	決 算 額						差 異	備 考
		公 益 事 業				収益事業	合 計 額		
		一般事業	車庫調査事業	駐車監視業務	計				
<b>事 業 費</b>	164,360,000	37,629,801	49,634,763	6,455,619	93,720,183	62,801,108	156,521,291	7,838,709	
1 給 料	69,000,000	15,410,748	19,613,678	2,520,000	37,544,426	28,656,827	66,201,253	2,798,747	
2 手 当	35,000,000	7,542,327	13,303,338	2,205,675	23,051,340	8,574,499	31,625,839	3,374,161	
3 退 職 金	1,000,000	89,559	113,984	94,500	298,043	159,925	457,968	542,032	
4 福 利 厚 生 費	5,000,000	1,137,623	1,447,886	31,548	2,617,057	2,111,482	4,728,539	271,461	
5 法 定 福 利 費	16,000,000	3,436,242	4,373,401	512,865	8,322,508	6,400,735	14,723,243	1,276,757	
6 会 議 費	1,500,000	346,012	440,378	0	786,390	621,506	1,407,896	92,104	
7 旅 費 交 通 費	1,000,000	207,792	203,752	5,217	416,761	305,342	722,103	277,897	
8 通 信 運 搬 費	2,000,000	506,228	518,452	0	1,024,680	780,547	1,805,227	194,773	
9 消 耗 什 器 備 品 費	100,000	2,544	3,237	0	5,781	4,726	10,507	89,493	
10 消 耗 品 費	4,500,000	1,155,006	1,265,063	0	2,420,069	2,037,192	4,457,261	42,739	
11 修 繕 費	200,000	26,332	33,514	0	59,846	90,788	150,634	49,366	
12 印 刷 製 本 費	500,000	33,072	29,237	0	62,309	41,808	104,117	395,883	
13 燃 料 費	500,000	18,797	23,925	181,959	224,681	35,040	259,721	240,279	
14 光 熱 水 料 費	1,300,000	318,789	400,083	0	718,872	588,493	1,307,365	7,365	
15 賃 借 料	9,800,000	2,223,323	2,881,432	446,250	5,551,005	4,081,684	9,632,689	167,311	

1 6 保 險 料	150,000	24,331	30,966	0	55,297	47,105	102,402	47,598	
1 7 租 稅 公 課	8,000,000	964,340	3,730,014	444,196	5,138,550	6,105,410	11,243,960	3,243,960	
1 8 研 修 費	700,000	192,505	245,008	0	437,513	357,832	795,345	95,345	
1 9 助 成 金 支 出	500,000	443,000	0	0	443,000	0	443,000	57,000	
2 0 交 通 安 全 對 策 費	2,500,000	620,213	619,213	0	1,239,426	530,749	1,770,175	729,825	
2 1 廣 報 宣 傳 費	500,000	8,820	0	0	8,820	6,930	15,750	484,250	
2 2 支 払 負 担 金	1,400,000	1,320,100	0	0	1,320,100	0	1,320,100	79,900	
2 3 支 払 利 息	50,000	0	40,447	5,289	45,736	0	45,736	4,264	
2 4 雜 費	3,160,000	1,602,098	317,755	8,120	1,927,973	1,262,488	3,190,461	30,461	
<b>管 理 費</b>	13,660,000	3,087,168	3,487,092	43,093	6,617,353	5,206,651	11,824,004	1,835,996	
1 役 員 報 酬	5,040,000	1,219,680	1,552,320	0	2,772,000	2,268,000	5,040,000	0	
2 退 職 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 福 利 厚 生 費	10,000	1,625	2,069	0	3,694	3,146	6,840	3,160	
4 法 定 福 利 費	580,000	170,190	216,600	0	386,790	316,566	703,356	123,356	
5 會 議 費	50,000	7,062	8,987	0	16,049	12,683	28,732	21,268	
6 旅 費 交 通 費	20,000	3,271	4,157	0	7,428	6,056	13,484	6,516	
7 通 信 運 搬 費	40,000	9,727	10,856	0	20,583	15,796	36,379	3,621	
8 消 耗 什 器 備 品 費	2,000	52	67	0	119	94	213	1,787	
9 消 耗 品 費	80,000	20,270	25,794	0	46,064	37,718	83,782	3,782	
1 0 修 繕 費	2,000	538	684	0	1,222	1,034	2,256	256	



繰入金支出	20,070,000	3,375,550	0	0	3,375,550	16,833,394	20,208,944	138,944	
1 整備管理者講習会費	70,000	61,570	0	0	61,570	0	61,570	8,430	
2 自動車保険・共済諸費	16,000,000	0	0	0	0	14,833,394	14,833,394	1,166,606	
3 証・印紙売捌諸費	4,000,000	3,313,980	0	0	3,313,980	0	3,313,980	686,020	
4 一般事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 車庫調査事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 収益事業支出	0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
予備費	710,000	0	0	0	0	0	0	710,000	
当期支出合計	198,800,000	44,092,519	53,121,855	6,498,712	103,713,086	84,841,153	188,554,239	10,245,761	
当期収支差額	2,000,000	238,750	1,933,973	557,288	2,252,511	118,137	2,134,374	134,374	
前期繰越収支差額	8,531,465	13,796,303	928,032	1,357,387	11,510,884	20,042,349	8,531,465	0	
繰越収支差額	10,531,465	14,035,053	2,862,005	1,914,675	9,258,373	19,924,212	10,665,839	134,374	

《注》「差異」欄の印は、決算額が予算額より少ないことを示す。

# 正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

増加の部

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減	
会費収入		26,721,000	26,177,500	543,500	
	正会員	平等割	5,547,000	5,202,000	345,000
		車両割	10,737,000	10,243,500	493,500
		賛助会員	10,437,000	10,732,000	295,000
特定預金取崩収入		3,500,000	2,150,000	1,350,000	
	役員退職積立金 取崩収入	1,500,000	1,000,000	500,000	
	特別積立金 取崩収入	2,000,000	1,150,000	850,000	
負担金収入		17,928,085	21,007,955	3,079,870	
	負担金収入	17,928,085	21,007,955	3,079,870	
雑収入		4,809,138	4,237,799	571,339	
	受取利息・配当	102,697	137,301	34,604	
	雑収入	4,706,441	4,100,498	605,943	
特別会計繰入金収入		135,700,982	136,864,436	1,163,454	
	放置駐車確認 手数料	7,056,000	6,942,167	113,833	
	車庫調査手数料	54,035,620	52,458,506	1,577,114	
	整備管理者 講習会手数料	62,000	116,000	54,000	
	自動車保険 ・共済手数料	67,354,359	67,465,833	111,474	
	証・印紙売捌 手数料	7,193,003	9,881,930	2,688,927	
別会計繰入金収入		2,000,000	2,000,000	0	
	一般事業収入	2,000,000	2,000,000	0	
	車庫調査事業収入	0	0	0	
	収益事業収入	0	0	0	
増加の部計		190,659,205	192,437,690	1,778,485	

科	目	当年度	前年度	増減
事業費		156,521,291	155,820,346	700,945
	1 給料	66,201,253	69,613,990	3,412,737
	2 手当	31,625,839	28,851,106	2,774,733
	3 退職金	457,968	1,890,179	1,432,211
	4 福利厚生費	4,728,539	6,277,435	1,548,896
	5 法定福利費	14,723,243	14,866,028	142,785
	6 会議費	1,407,896	1,497,252	89,356
	7 旅費交通費	722,103	897,251	175,148
	8 通信運搬費	1,805,227	1,990,384	185,157
	9 消耗什器備品費	10,507	38,040	27,533
	10 消耗品費	4,457,261	4,529,942	72,681
	11 修繕費	150,634	49,907	100,727
	12 印刷製本費	104,117	200,673	96,556
	13 燃料費	259,721	360,715	100,994
	14 光熱水料費	1,307,365	1,343,480	36,115
	15 賃貸料	9,632,689	9,713,978	81,289
	16 保険料	102,402	135,633	33,231
	17 租税公課	11,243,960	6,372,420	4,871,540
	18 研修費	795,345	807,776	12,431
	19 助成金支出	443,000	460,000	17,000
	20 交通安全対策費	1,770,175	1,376,074	394,101
	21 広報宣伝費	15,750	121,550	105,800
	22 支払利息	45,736		45,736
	23 支払負担金	1,320,100	1,364,500	44,400
24 雑費	3,190,461	3,062,033	128,428	
管理費		10,976,771	11,237,675	260,904
	1 役員報酬	5,040,000	5,040,000	0
	2 退職金	0	1,710,000	1,710,000
	3 福利厚生費	6,840	6,840	0
	4 法定福利費	703,356	619,048	84,308
	5 会議費	28,732	30,556	1,824
	6 旅費交通費	13,484	14,361	877
	7 通信運搬費	36,379	39,657	3,278

## 減少の部 2 - 2

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減
	8 消耗什器備品費	213	775	562
	9 消耗品費	83,782	83,689	93
	10 修繕費	2,256	1,018	1,238
	11 印刷製本費	1,918	4,094	2,176
	12 光熱水料費	26,509	27,410	901
	13 賃借料	186,481	187,951	1,470
	14 保険料	2,088	2,767	679
	15 諸謝金	120,000	120,000	0
	16 支払負担金	236,000	249,840	13,840
	17 新聞図書費	343,569	206,565	137,004
	18 渉外交際費	101,777	112,672	10,895
	19 表彰費	106,190	123,000	16,810
	20 雑費	18,188	19,717	1,529
	21 減価償却費	419,009	487,715	68,706
	22 固定資産除却損	0	0	0
	23 退職積立金	3,500,000		0
	24 役員退職積立金	0	1,000,000	1,000,000
	25 特別積立金	0	1,150,000	1,150,000
繰入金支出		20,208,944	21,889,435	1,680,491
	1 整備管理者講習会費	61,570	71,227	9,657
	2 自動車保険・共済諸費	14,833,394	15,169,111	335,717
	3 証・印紙売捌諸費	3,313,980	4,649,097	1,335,117
	4 一般事業支出	0	0	0
	5 車庫事業支出	0	0	0
	6 収益事業支出	2,000,000	2,000,000	0
減少の部合計		187,707,006	188,947,456	1,240,450
当期正味財産増加額		2,952,199	3,490,234	538,035
正味財産期首残高		30,944,643	27,454,409	3,490,234
正味財産期末残高		33,896,842	30,944,643	2,952,199

# 貸借対照表

平成22年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>資産の部</b>			
1 流動資産			
現 金	1,043,115	1,158,902	115,787
銀行預金	20,377,610	18,824,724	1,552,886
郵便貯金	1,249,052	1,048,713	200,339
郵便振替預金	5,337,184	3,200,824	2,136,360
未収金	646,800	571,036	75,764
立替金	0	56,148	56,148
印紙・切手類	545,090	284,740	260,350
証紙資金	11,000,000	21,000,000	10,000,000
保証金	0	9,456,800	9,456,800
流動資産合計	40,198,851	55,601,887	15,403,036
2 固定資産			
建物付属設備	2,007,604	2,228,193	220,589
器具備品	166,042	243,197	77,155
車両運搬具	123,671	165,136	41,465
電話加入権	1,016,000	1,016,000	0
借地権	206,000	206,000	0
出資金	10,000	10,000	0
保険積立金	1,236,834	0	1,236,834
西日本共済出資金	1,400,000	1,400,000	0
ソフトウェア	86,450	166,250	79,800
リサイクル預託金	11,980	11,980	0
固定資産合計	6,264,581	5,446,756	817,825
<b>資産の部合計</b>	<b>46,463,432</b>	<b>61,048,643</b>	<b>14,585,211</b>
<b>負債の部</b>			
1 流動負債			
銀行借入金	11,000,000	30,104,000	19,104,000
未払消費税	1,500,000	0	1,500,000
預り金	66,590	0	66,590
流動負債合計	12,566,590	30,104,000	17,537,410
2 固定負債	0	0	0
<b>負債の部合計</b>	<b>12,566,590</b>	<b>30,104,000</b>	<b>17,537,410</b>
<b>正味財産の部</b>			
1 一般正味財産			
特有資本	18,848,528	18,848,528	0
特別積立金	0	2,000,000	2,000,000
役員退職積立金	0	1,500,000	1,500,000
退職積立金	3,500,000	0	3,500,000
一般正味財産期末残高	11,548,314	8,596,115	2,952,199
<b>正味財産の部合計</b>	<b>33,896,842</b>	<b>30,944,643</b>	<b>2,952,199</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>46,463,432</b>	<b>61,048,643</b>	<b>14,585,211</b>

脚注      銀行借入金      限度額：3500万      利率：2.95%

# 財 産 目 録

平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在

## (資 産 の 部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
現 金		1,043,115
普 通 預 金		20,377,610
	佐銀高木瀬支店 1010149	2,100,376
	同 上 1010150	12,294
	同 上 1327941	10,294,335
	同 上 1079673	1,931,198
	同 上 1287073	2,000,000
	同 上 1344177	2,489,407
	退職引当預金 同 上 1010183	1,500,000
	同 上 同 上 1066658	50,000
郵 便 貯 金		1,249,052
振 替 貯 金	郵便振替受払通知書	5,337,184
印 紙 ・ 切 手 類	在 庫 印紙 351,500 切手類 193,590	545,090
未 収 金	駐車監視手数料	646,800
証 紙	在 庫	11,000,000
出 資 金		1,410,000
	西日本共済(協) 000008	100,000
	同 上 000009	100,000
	同 上 000010	100,000
	同 上 000012	100,000
	同 上 000201 ~ 000210	1,000,000
	佐賀県自家用自動車(協) 0381	10,000
建 物	伊万里、佐賀支部事務所	2,007,604
什 器 備 品	冷暖房機等	166,042
車 両 運 搬 具	普通乗用自動車 1 台	123,671
電 話 加 入 権	1 6 回線	1,016,000
借 地 権	借 地 (伊万里市二里町八谷搦1185-2)	206,000
ソ フ ト ウ ェ ア	会計ソフト	86,450
保 険 積 立 金	第一生命 養老保険	1,236,834
リ サ イ ク ル 預 託 金	協会車 1 台分	11,980
合 計		46,463,432

(負債の部)

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
借 入 金	佐銀高木瀬支店 証紙仕入資金 限 度 額 3500万 利 率 2.95% 借入期間 2 年	11,000,000
預 り 金	退職者 社会保険料、住民税	66,590
未 払 消 費 税	平成21年度確定申告消費税	1,500,000
合 計		12,566,590

差引正味財産

33,896,842 円

## 平成22年度事業計画(案)

我が国の経済情勢は、政治主導の景気刺激策等により大企業や製造業を中心に緩やかな回復基調にあるとされているものの、依然として雇用情勢や所得環境が厳しい状況下にある。

特に、当協会と密接な関係にある自動車業界を取り巻く環境は、近年クルマの長寿命化に加え若者のニ - ズの変化等と、景気や雇用情勢の悪化が響き低調に推移していたが、平成21年4月以降、政府が打ち出した燃費性能の高いいわゆるエコカ - に対する減税措置と、併せて新車購入・買い替え時の補助金制度による効果が年後半にみられるなどハイブリッド車など環境車販売が上向き、平成21年度の軽自動車を除く国内の新車販売台数は前年度比10%増の318万余台と平成14年度以来7年ぶりに増加に転じ、2桁増は平成元年度以来20年ぶりを記録したと発表されたところである。こうした情勢は県内においても同様であり軽自動車を除く新車販売台数は前年度比21%増の1万7,800余台と全国情勢同様のエコカ - 減税や新車購入補助の効果等で売れ行きを伸ばしたとされる。

当協会の主要事業である保管場所調査業務にとって、こうした販売の上向きを期待し取り組んで参りたいが、新車購入の補助金も本年9月までの制度延長が決まっており、業界ではその後の反動減への警戒感もあり不安定な情勢も予想される。

以上の情勢を踏まえ、平成22年度においては、協会を取り巻く厳しい現状を深く認識し、より一層のディ - ラ - やユ - ザ - 各位のニ - ズに応えられるよう「誠実」、「親切」、「迅速・適正」をモット - に、更にはこのような情勢を乗り越え安定的な事業基盤を確立するため、職員の意識改革や業務の効率化、適正化、更には経費の節減等事業運営に努めていく必要がある。

一方、平成21年中の県内の交通情勢をみると、関係機関のご努力により交通事故は対前年比で発生件数(7,762件、-978件)、負傷者数(10,445件、-1,261件)ともにマイナスで推移したほか、死者数は37人で交通事故による死亡した人の増加率が全国ワ - ストであった平成20年中(68名)からほぼ半減し、1951年(昭和26年)以来、58年ぶりに30人台となるなど対前年比で31人減少(減少率45.6%)している状況である。

ただ、死者数37人のうち、高齢者が半数以上24名(64.9%)を占めるなど、引き続き「高齢者等を事故から守る交通安全活動」を中心に関係機関、団体と連携のもと積極的にその対策を推進していく必要がある。

このほか、公益法人制度改革3法が平成20年12月1日に施行されたことにより、5年以内に現在の特例民法法人から「公益社団法人への移行」、または「移行認可を受けて一般社団法人への移行」かを総合的な見地から最終判断し、その申請手続きを進めていく必要がある。

特に、現在の公益活動については、主務官庁である佐賀運輸支局、佐賀県、佐賀県警察本部からの指導を受けながら、引き続き関係諸団体と連携を強め、自動車交通の秩序を守り、交通事故を防止するための諸活動や、地域の安全・安心を確保するための施策を推進し、公益法人としての社会的使命を果たすよう努める。

以上の観点のもとに行う本年度の事業計画の概要は次のとおりである。

## 1 協会運営の基本方針

### (1) 自家用自動車の健全な発展に寄与する

運輸支局、県、県警察、関係機関並びに自家用自動車協会会員相互の緊密な連携のもと、交通安全思想の普及高揚と交通安全対策の推進に努め、自家用自動車の健全な発展に寄与する。

### (2) 会員及び利用者の信頼に応える

協会会員に対するサ・ビスの向上と、自動車共済事業、自動車の登録、届出に関する相談・指導業務並びに各種業務の充実強化に努め、会員及び関係者のニーズと信頼に応え、併せて会員拡大に努めるとともに、社会の変革に的確に対応した運営を目指す。

### (3) 職員の信条と資質の向上

職員は常に会員に奉仕することを自覚するとともに、誠実かつ懇切丁寧を旨とし、迅速適正な業務の推進に努めることを基本とし、職員個々の資質の向上を図るため研修会等実践教養を推進するほか、士気高揚のため職員の表彰、功労を顕彰する。

## 2 事業別運営方針

### (1) 自家用自動車の交通安全対策の推進

ア 国をはじめ、運輸支局、県、県警察で推進される交通安全のための諸施策に全面的に協働行動をとるほか、各種の安全運動に総力を挙げて参画し交通安全思想の普及高揚に努める。

特に、平成20年1月に委嘱した「交通安全推進員」と協会本部・各支部職員が連携し、各季に実施される交通安全運動期間中を中心に街頭活動を積極的に推進するほか、関係機関・団体と連携し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、安全で住みよい街づくりに貢献する。

イ 交通事故情勢に即し、平成21年度に作製した“高齢者と子供を交通事故から守ろう”の「交通安全のぼり旗」を協会本部、各支部事務所前に通年で掲出するほか、交通安全広報啓発用チラシ等を適宜作成配布するなど協会独自の活動を推進し交通事故防止に寄与する。

### (2) 自動車の保管場所現地調査業務の適正な運用

ア 「自動車の保管場所現地調査業務」については、法の趣旨並びに委託の内容を踏まえて適正な運用に努める。

イ 特に、受託業務の完遂のため関係諸法令を常に厳守し、迅速かつ公正な現地調査を行うほか、能力向上及び処理業務の適正・効率化等を図るために主務官庁である県警交通部の指導を受けるほか、各警察署との連携強化に努める。

### (3) 整備管理者講習の継続的な実施

整備管理者講習については、平成15年の法改正により白ナンバー車両に関して法的義務がなくなり年毎に受講者が減少傾向にあるものの、整備管理者の輸送秩序の確立と、近年のいわゆるエコカーに関する構造上の知識向上等を含めた交通事故防止対策に果たすべき役割を再認識してもらうためにも、運輸支局、警察本部の指導・協力を得て従来に準じた講習を継続していく。

(4) 運輸行政協力業務

ア 無保険車の街頭指導業務

自賠責・無保険車の街頭指導業務については、運輸支局から委嘱を受けた街頭指導員・同補助員により、計画に基づき効果的な業務の推進に努める。

また、同支局の行う街頭検査業務にも積極的に参加協力する。

イ 自動車輸送統計調査業務

自家用自動車の輸送統計調査については、運輸支局から委嘱を受けた調査員により、迅速適正な処理を行い、回収率の向上を目指す。

(5) 交通事故相談業務と共済保険対策

交通事故に関する相談業務については、西日本自動車共済協同組合の事故調査員と協力して、誠実かつ適切な対応を実施する。

また、無保険車の街頭指導活動及び自動車共済事業を通じて自賠責保険の加入促進を図る。

(6) 証紙売捌き取扱い業務

自動車税に係る証紙の売捌き取扱い業務については、県税事務所の指導の下に県軽自動車協会と綿密な連絡をとり、迅速、適正かつ円滑な業務を推進する。

(7) 西日本自動車共済事業

組合員相互扶助の理念に基づく顧客サ - ビスに徹し、新規市場の開拓と継続契約の保全を重要課題としてとらえ、共済県支部の年間目標達成に向けて努力する。

また、事業基盤の拡充強化を図るため、広報活動を推進するほか、定期的に担当職員に対する実践的な教養を実施し知識・技能の向上を図り、正確かつ円滑な共済業務の実現に努める。

(8) 自動車登録事務の相談・指導業務

ユ - ザ - 等のニ - ズを的確にとらえ、これに対応した業務の改善を図るとともに、親切丁寧、スピー - ディ - なサ - ビスと取扱業務の拡大を目指し、更に事務能力を高め信頼性を確保する。

(9) その他

ア 佐賀県自家用自動車協同組合に対する協力

事務委託を受けている佐賀県自家用自動車協同組合の事業拡大を図るとともに適正な業務管理と運営に努める。

イ 全国自家用自動車協会等との連携強化

時代の変遷、要請に応じ、協会組織及び運営の一層の強化を目指すため、全国自家用自動車協会及び九州・山口自家用自動車協会連合会と緊密な連携を図り、事業基盤確立のための各種業務の将来を展望した検討を重ねるほか、両団体が実施する各種事業に対し積極的に協力する。



5. 特別会計 繰入金収入		7,600,000	45,000,000	0	52,600,000	74,000,000	126,600,000	143,400,000	16,800,000	135,700,982
	放置駐車確認 手数料	0	0	0	0	0	0	7,050,000	7,050,000	7,056,000
	車庫調査 手数料	0	45,000,000	0	45,000,000	0	45,000,000	54,000,000	9,000,000	54,035,620
	整備管理者 講習会手数料	100,000	0	0	100,000	0	100,000	150,000	50,000	62,000
	自動車保険・ 共済手数料	0	0	0	0	74,000,000	74,000,000	74,000,000	0	67,354,359
	証・印紙売捌 手数料	7,500,000	0	0	7,500,000	0	7,500,000	8,200,000	700,000	7,193,003
6. 別会計 繰入金収入		0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000
	一般事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000
	車庫調査事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期収入合計		45,960,000	45,000,000	0	90,960,000	89,750,000	180,710,000	200,800,000	20,090,000	190,688,613

支 出 の 部

科 目	予 算 額					前 年 度			
	公 益 事 業				収益事業	合 計 額	予 算 額	増 減 本 年 度 対 比	決 算 支 出 額
	一般事業	車庫調査事業	駐車監視事業	計					
<b>事 業 費</b>	40,390,000	43,820,000	110,000	84,320,000	69,020,000	153,340,000	164,360,000	11,020,000	156,521,291
1 給 料	16,000,000	16,000,000	0	32,000,000	33,000,000	65,000,000	69,000,000	4,000,000	66,201,253
2 手 当	9,000,000	13,000,000	0	22,000,000	9,000,000	31,000,000	35,000,000	4,000,000	31,625,839
3 退 職 金	70,000	80,000	0	150,000	150,000	300,000	1,000,000	700,000	457,968
4 福 利 厚 生 費	1,000,000	1,000,000	0	2,000,000	2,000,000	4,000,000	5,000,000	1,000,000	4,728,539
5 法 定 福 利 費	4,300,000	4,300,000	50,000	8,650,000	7,300,000	15,950,000	16,000,000	50,000	14,723,243
6 会 議 費	380,000	370,000	0	750,000	750,000	1,500,000	1,500,000	0	1,407,896
7 旅 費 交 通 費	250,000	300,000	0	550,000	430,000	980,000	1,000,000	20,000	722,103
8 通 信 運 搬 費	500,000	480,000	0	980,000	900,000	1,880,000	2,000,000	120,000	1,805,227
9 消 耗 什 器 備 品 費	20,000	30,000	0	50,000	50,000	100,000	100,000	0	10,507
10 消 耗 品 費	1,200,000	1,100,000	0	2,300,000	2,300,000	4,600,000	4,500,000	100,000	4,457,261
11 修 繕 費	50,000	50,000	0	100,000	100,000	200,000	200,000	0	150,634
12 印 刷 製 本 費	120,000	300,000	0	420,000	80,000	500,000	500,000	0	104,117
13 燃 料 費	20,000	20,000	20,000	60,000	60,000	120,000	500,000	380,000	259,721
14 光 熱 水 料 費	320,000	330,000	0	650,000	650,000	1,300,000	1,300,000	0	1,307,365
15 賃 借 料	2,300,000	2,300,000	40,000	4,640,000	4,600,000	9,240,000	9,800,000	560,000	9,632,689
16 保 険 料	30,000	30,000	0	60,000	60,000	120,000	150,000	30,000	102,402

17租 稅 公 課	900,000	3,000,000	0	3,900,000	4,800,000	8,700,000	8,000,000	700,000	11,243,960
18研 修 費	170,000	180,000	0	350,000	350,000	700,000	700,000	0	795,345
19助 成 金 支 出	450,000	0	0	450,000	0	450,000	500,000	50,000	443,000
20交 通 安 全 對 策 費	500,000	500,000	0	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,500,000	500,000	1,770,175
21廣 報 宣 伝 費	150,000	0	0	150,000	150,000	300,000	500,000	200,000	15,750
22支 払 負 担 金	1,200,000	0	0	1,200,000	0	1,200,000	1,400,000	200,000	1,320,100
23支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000	45,736
24雜 費	1,460,000	450,000	0	1,910,000	1,290,000	3,200,000	3,160,000	40,000	3,190,461
<b>管 理 費</b>	2,038,000	1,893,000	0	3,931,000	3,569,000	7,500,000	13,660,000	6,160,000	11,824,004
1 役 員 報 酬	1,200,000	1,340,000	0	2,540,000	2,500,000	5,040,000	5,040,000	0	5,040,000
2 退 職 金	80,000	70,000	0	150,000	150,000	300,000	0	300,000	0
3 福 利 厚 生 費	2,000	3,000	0	5,000	5,000	10,000	10,000	0	6,840
4 法 定 福 利 費	170,000	180,000	0	350,000	355,000	705,000	580,000	125,000	703,356
5 会 議 費	12,000	13,000	0	25,000	25,000	50,000	50,000	0	28,732
6 旅 費 交 通 費	5,000	5,000	0	10,000	10,000	20,000	20,000	0	13,484
7 通 信 運 搬 費	10,000	10,000	0	20,000	20,000	40,000	40,000	0	36,379
8 消 耗 什 器 備 品 費	1,000	1,000	0	2,000	3,000	5,000	2,000	3,000	213
9 消 耗 品 費	25,000	25,000	0	50,000	50,000	100,000	80,000	20,000	83,782

科 目	予 算 額						前 年 度		
	公 益 事 業				収益事業	合 計 額	予 算 額	增 減 本年度対比	決算支出額
	一般事業	車庫調査事業	駐車監視事業	計					
1 0 修 繕 費	2,000	2,000	0	4,000	3,000	7,000	2,000	5,000	2,256
1 1 印 刷 製 本 費	2,000	6,000	0	8,000	2,000	10,000	3,000	7,000	1,918
1 2 光 熱 水 料 費	8,000	7,000	0	15,000	15,000	30,000	30,000	0	26,509
1 3 賃 借 料	50,000	50,000	0	100,000	100,000	200,000	170,000	30,000	186,481
1 4 保 險 料	1,000	1,000	0	2,000	1,000	3,000	3,000	0	2,088
1 5 諸 謝 金	30,000	30,000	0	60,000	60,000	120,000	120,000	0	120,000
1 6 支 払 負 担 金	240,000	0	0	240,000	0	240,000	240,000	0	236,000
1 7 新 聞 函 書 費	70,000	110,000	0	180,000	120,000	300,000	260,000	40,000	343,569
1 8 涉 外 交 際 費	45,000	35,000	0	80,000	70,000	150,000	150,000	0	101,777
1 9 表 彰 費	80,000	0	0	80,000	70,000	150,000	150,000	0	106,190
2 0 雜 費	5,000	5,000	0	10,000	10,000	20,000	30,000	10,000	18,188
2 1 退 職 積 立 金 出 支	0	0	0	0		0	5,200,000	5,200,000	3,500,000
2 2 保 險 積 立 金 出 支	0	0	0	0	0	0	1,480,000	1,480,000	1,266,242

固定資産取得支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 建物・車両・備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金支出	3,270,000	0	0	3,270,000	16,000,000	19,270,000	20,070,000	800,000	20,208,944
1 整備管理者講習会費	70,000	0	0	70,000	0	70,000	70,000	0	61,570
2 自動車保険・共済諸費	0	0	0	0	16,000,000	16,000,000	16,000,000	0	14,833,394
3 証・印紙売捌諸費	3,200,000	0	0	3,200,000	0	3,200,000	4,000,000	800,000	3,313,980
4 一般事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 車庫調査事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 収益事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000
予備費	0	0	0	0	600,000	600,000	710,000	110,000	0
当期支出合計	45,698,000	45,713,000	110,000	91,521,000	89,189,000	180,710,000	198,800,000	18,090,000	188,554,239
当期収支差額	262,000	713,000	110,000	561,000	561,000	0	2,000,000		2,134,374
前期繰越収支差額	14,035,053	2,862,005	1,914,675	9,258,373	19,924,212	10,665,839	8,531,465		8,531,465
次期繰越収支差額	13,773,053	2,149,005	1,804,675	9,819,373	20,485,212	10,665,839	10,531,465		10,665,839